加盟店の皆さまへ　：　お客様へ必ずお渡しください

～特定継続的役務提供取引のお申込みをされたお客様へ～

特定商取引法の一部改正に伴うご案内と第三書面ご確認のお願い

令和４年１月４日に「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」及び「特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布されました。

これに伴い、特定商取引法の規制を受ける販売類型を行う取引においては、令和４年６月１日以降において、書面に加えて電磁的記録（電子メール・ＦＡＸ等）によるクーリング・オフの申し出が可能となることをご案内いたします。

◆改正点

- **令和4年6月1日以降、電磁的記録（電子メール・FAX等）によるクーリング・オフの通知が可能となります。**

◆お客様へのお願い

- **裏面の「役務提供契約のクーリング・オフ、中途解約のお知らせ」をご確認ください。**
- **「クレジット申込書」・「クレジット契約について」（第二書面）と併せて本「役務提供契約のクーリング・オフ、中途解約のお知らせ」（第三書面）をよくお読みください。また、クレジット申込書・第二書面と併せて本第三書面を一緒に保管ください。**

本書面（第三書面）を申込書と第二書面と併せてよくお読みください

お客様に必ずお渡しください

役務提供契約のクーリング・オフ、中途解約のお知らせ

1. （1）第二書面の「ⅲ．特定継続的役務提供取引について」に記載ある業種の販売店との間で役務提供契約を締結した後、販売店から特定商取引法第42条第2項又は第3項の書面を受領した日を含む8日間は、書面又は電磁的記録（電子メール・FAX等）により無条件に役務提供契約及びこの契約に際して締結された関連商品の売買契約を解除（クーリン・グオフ）することができます。また、8日間を経過した後は、販売店で定めた違約金（解約金）と提供を受けた役務の対価（サービス代金、受講料等）を支払うことにより、理由のいかんを問わず、中途解約することができます。
   （2）クーリング・オフに関して不実のことを告げられて誤認し、又は威迫され困惑してクーリング・オフをしなかったときは、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、クーリング・オフができます。
   （3）上記（1）、（2）にかかわらず第二書面記載の「Ⅴ．適用除外について」に該当する場合にはクーリング・オフができませんのでご注意ください。
2. クーリング・オフは、下記書面又は電磁的記録（電子メール・FAX等）を発信した時に効力を生じます。下図のようにハガキ等に必要事項をご記入のうえ、販売店あてに郵送いただくか、もしくは販売店の電磁的記録（電子メール・FAX等）受付先へ通知してください（郵送方法の場合、簡易書留扱いが確実です。電磁的記録（電子メール・FAX等）の場合、販売店のメールアドレス、URL、FAX番号等は販売店にお問合せください）。下図のカッコ内は、わかる範囲内でご記入ください。
3. 関連商品の販売業者が販売店と異なる場合は、関連商品の販売業者にも別途郵送いただくか、もしくは電磁的記録（電子メール・FAX等）受付先へ通知する必要があります。
4. クーリング・オフした場合、契約者は、損害賠償や違約金を支払う必要はなく、役務の提供を受け又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価を支払う義務はありませんし、既に、役務の対価の一部を支払われている場合は速やかにその全額の返還を支払った相手方より受けることができます。
5. 中途解約の違約金
   クーリング・オフの場合、違約金は一切不要ですが、中途解約（販売店からの特定商取引法第42条第2項及び第3項の書面を受領した日から8日を超えた日以降の解約）については、解約までの間に提供を受けた役務に相当する対価に加え、各販売店の定めた解約違約金を支払う必要があります。詳しくは、販売店の交付する第42条書面に計算方法等を含めて記載されていますので、そちらをご覧ください。
6 .中途解約に伴うクレジット代金の精算について
   販売店との精算後、クレジット契約も精算していただきますが、お客様と販売店（加盟店）だけの合意で、精算はできません。必ず、クレジット会社までご連絡ください。中途解約の方法、残額の支払等について、クレジット代金の処理が不明な場合は、お支払明細書記載のクレジット会社の取扱支店までお問合わせください。

◆ ご注意
役務提供契約のクーリング・オフをしても、同時にクレジット契約のクーリング・オフをしたことにはなりませんのでご注意ください。役務提供契約とクレジット契約の両方をクーリング・オフをする場合は、クレジット会社にもクレジット契約のクーリング・オフをする旨をご連絡ください。

郵便はがき

切手

□□□-□□□□

・ご住所
フリガナ
・ご契約者名
・電話番号

○○○○販売株式会社
○○○○課行

申込日○年○月○日
書面受領日○年○月○日

①販売店名
②販売店住所
③電話番号
④商品・役務の名

右記日付の申込みは撤回し、又は契約は解除します。

クレジット会社：　株式会社ジャックス